

中国の“国が指定した任意認証” 及び CCC 強制認証以外の許認可・登録制度

1. 国が指定した任意認証とは

中国における“国が指定した任意認証”とは、CCC 強制認証適用範囲外の部品・製品、或いは CCC 強制認証に適用される範囲以外の技術基準について、政府機関の CNCA（中華人民共和国 国家認証認可監督管理委員会）が統一管理し、推奨及び普及させたものです。日本での OPSE と同様な制度であり、中国では通称“小 3C”として、ほぼ強制的な認証の扱いを受けています。また“国が指定した任意認証”には RoHS 認証や省エネ認証なども含まれます。

CCC 強制認証との関係

CCC 強制認証制度では、昨年(2010 年)から、家庭用電気機器を始めとして、IT 機器、AV 機器、玩具類等の実施規則が 2010 年版に更新され、更に他の実施規則も更新が行われています。主な変更としては、重要部品及び材料に対する要求事項が強化されたことです。

これらの更新された実施規則では、重要部品及び材料に対する分類が A 類と B 類に分けられ、CCC 強制認証或いは“国が指定する任意認証”を取得していなければ追加試験が行われ、また、定期工場調査の時点でも個々の部品の定期確認試験のデータが要求されます。

このように“国が指定した任意認証”を取得した部品を使用する製品については、該当する部品の追加試験が免除され、定期工場調査時に、その部品の認証書の有効性を確認するのみとなります。したがって、セットメーカーが使用する重要部品及び材料について、“国が指定した任意認証”を有するか否かで、認証取得時間、認証の維持管理、それらにかかわるコスト等に大きな差が生じます。以下に“国が指定する任意認証”の範囲の概要を示します。

国が指定した任意認証の範囲概要

電気電子部品認証	絶縁抵抗器、高電圧部品及びユニット、リレー、X・Y コンデンサ、片面紙質 PCB 基板、PCB 板用銅板、フィルタ、サーミスタ、携帯電話充電器、電子製品用器具用スイッチ、レーザーユニット、家電機器用自動制御装置、モーターの熱保護装置、蛍光灯安定器用熱保護器、モーターコンプレッサ用熱保護装置、家電機器用自動制御装置、スイッチ類、センサー、バルブ類、接続コネクタ端子、器具用スイッチ、交流モーター用コンデンサ、家電用コネクタ類、クリップ、ランプホルダ、小型ヒューズ類等
RoHS 認証	移動用端末、電話機、パソコンと接続するプリンタ類等
車両用部品認証	エンジン、フロントガラス洗浄機、エアコン冷却装置(HFC-134a)、スピードメーター
その他	省エネ、有機物、飼料認証等。

2. 国の購買や地方政府購買リストと省エネ認証

上記の“国が指定した任意認証”でも触れていますが、国の購買や地方政府購買リストに載せられた製品については、省エネ認証等も取得しなければなりません。中国は、2004年4月1日以後に節水設備から規制を開始し、その後は、すべての国家機関や公共団体などの組織に対して、財政資金を利用し購買を行う場合の、省エネ製品の購入を強制的に規定しました。省エネ対象は、主に OA 機器、太陽光発電製品、家電機器、車製品及びガラス製品、モーター、ポンプ、ファン類製品、照明製品、建築製品、節水製品が含まれます。

以下に、省エネ対象範囲の概要を示します。

強制購買リスト（省エネマークが必須）	優先購買リスト（省エネマーク付きが優先購入される）
エアコン、照明製品、テレビ、電気温水器、コンピュータ、プリンタ、モニター、便器、水道の蛇口	冷蔵庫、温水器（ガス、ヒートポンプ）、中小型三相非同期モーター、ファクス、コピー機、変圧器【三相配電変圧器、電力変圧器】、電気洗濯機、デジタル多機能 OA 機器、浄水遠心力ポンプ、デジタルプロジェクタ、UPS、ソーラー温水システム、建築物ドア、窓、ペアガラス、自動車、建築物の断熱材及び断熱構造体、便器フラッシュバルブ、水タンク部品、ウォーターヒーター用接続バルブ、シャワー設備

政府購買リスト <http://www.ccgp.gov.cn/>

3. その他の CCC 強制認証以外の許認可・登録制度

中国では、CCC 強制認証制度以外にも上記説明済のものも含め中国政府機関で実施される行政的な各種の許認可・登録制度があります。それらの制度では、CCC 強制認証の取得と並行して取得する必要がある製品もあります。以下の各制度に係る製品については、CCC 強制認証及び各制度の対象・非対象のそれぞれの判断が必要になります。（ご質問がある場合には、下記お問合せ先にお知らせください。）

(1) 医療機器登録制度（SFDA：State Food and Drug Administration の略称）

対象品目：以下の目的で人に使用する全ての器具、装置、機器、材料等の製品

- 病気の診断、予防、監視、処置、緩和の目的
- 障害及びその診断、監視、緩和、補助の目的
- 解剖学、生理学の調査、交換、修正の目的
- 受胎管理
- 医療装置製品で、医薬、免疫、代謝方法により、人体に直接的に作用しないが、その対応方法により、その作用する機能を補助することが有る場合

(2) 入網許可制度 (NAL: Network Access License の略称)

- 対象製品：固定電話端末、コードレス電話端末、グループ電話、ファックス、モデム及びモデムカード、プログラム制御式構内交換機、移動式構内交換機、ポケットベル、ISDN端末、データ端末、マルチメディア端末、通信機器端末、無線局、マイクロ波通信装置、衛星用地上局、光伝送装置、デジタルデータ交換システム、7号ゼネレータ装置、高度情報通信ネット装置、同期装置、ネット接続装置、中継交換機、ATM交換機、総合業務交換機、ルーター、IPネットワーク、データ通信装置、レーザーセンター用装置

(3) SRRC 微弱電波機器登録制度* (SRRC : State Radio Regulation Committee の略称)

対象製品

- 汎用微弱（短距離）無線送信機器
- 汎用無線遠隔操作機器
- 無線マイクロフォンおよび民間用無線測定器等のタイプの機器
- 生物医学用の遠隔測定機器
- アナログ式コードレス電話機
- 2.4GHz 周波数帯のデジタルコードレス電話機
- 起重機または運搬機械専用の無線遠隔操作機器
- 工業用無線遠隔操作機器
- 無線データ伝送機器
- 電子式ホイストスケールの無線伝送専用機器
- 各種民間用機器の無線制御装置
- 模型、玩具の無線遠隔操作機器
- 一般用トランシーバー
- 車両測距レーダー

*詳細については、JET ホームページの「中国お役立ち情報」の中に「信部無[2005]423号『微弱（短距離）無線機器の技術要求』の公布に関する通知」として、通知全文の参考和訳を掲載していますので、参考にしてください。

【お問い合わせ先】

東京事業所 国際業務担当グループ

TEL: 03-3466-9818 / FAX: 03-3466-6622

E-mail: kokusai@jet.or.jp